



県 章

滋賀県公報

平成 15 年 (2003 年)
8 月 20 日
第 2222 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

生活保護法による居宅介護担当機関の指定 (健康福祉政策課)	781
生活保護法による居宅介護支援計画の作成担当機関の指定 (健康福祉政策課)	782
生活保護法による施設介護担当機関の指定 (健康福祉政策課)	783
特定計量器定期検査の実施 (計量検定所)	783
※滋賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農政課)	783
※滋賀県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農政課)	784
種畜証明書の交付の通知 (畜産課)	784
入札参加者に必要な資格等 (IT 推進課)	785

○ 公 告

大気環境負荷低減計画の公表公告 (環境管理課)	786
変更後の大気環境負荷低減計画の公表公告 (環境管理課)	787
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (農村整備課)	788
県営土地改良事業変更計画決定公告 (耕地課)	788
道路の位置の指定公告 (住宅課)	789
一般競争入札の公告 (IT 推進課)	789

○ 地 域 振 興 局 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (甲賀)	790
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (甲賀)	791

○ 地 域 振 興 局 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	791
-------------------------------------	-----

○ 人 事 委 員 会 公 告

平成 15 年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) 合格者公告	791
--	-----

○ 公 安 委 員 会 告 示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による遊技機の検定結果 (生活安全企画課)	792
--	-----

○ 公 安 委 員 会 公 告

猟銃等講習会実施公告 (生活安全企画課)	793
----------------------------	-----

告

示

滋賀県告示第 434 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指 定 に 係 る 事業所等の名称	指 定 に 係 る 事業所等の所在地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サービスの 種 類	指定年月日
有限会社やすらぎ 訪問介護事業所	長浜市南高田町 6-15	有限会社やすらぎ	長浜市南高田町 6-15	訪問介護	平成 15. 7. 14

マザーレイク訪問 介護事業所	草津市笠山五丁目 3 -66	有限会社ソー シャル・サポー ト・ライフ・ ジャパン	大津市黒津一丁目 6 -15	訪問介護	平成 15. 7. 18
マザーレイクデイ サービスセンター	草津市笠山五丁目 3 -66	有限会社ソー シャル・サポー ト・ライフ・ ジャパン	大津市黒津一丁目 6 -15	通所介護	平成 15. 7. 18
デイサービスセン ターほんわか	草津市木川町 890- 5	ホットスペー ス有限会社	草津市木川町 890- 5	通所介護	平成 15. 7. 14
デイサービスセン ターめろん	草津市御倉町 707	有限会社ハート ウォーミン グケア	草津市御倉町 707	通所介護	平成 15. 7. 14
水口町国民健康保 険水口市民病院	甲賀郡水口町貴生川 293	水口町	甲賀郡水口町水口 6053	短期入所療養 介護	平成 15. 6. 1
財団法人日野町福 祉サービス公社	蒲生郡日野町上野田 273-2	財団法人日野 町福祉サービ ス公社	蒲生郡日野町上野田 273-2	通所介護	平成 15. 5. 1
第 2 デイサービス 万葉の里	蒲生郡竜王町山之上 6068	社会福祉法人 雪野会	蒲生郡竜王町山之上 632	通所介護	平成 15. 6. 1
グループホーム万 葉の里	蒲生郡竜王町山之上 6068	社会福祉法人 雪野会	蒲生郡竜王町山之上 632	痴呆対応型共 同生活介護	平成 15. 6. 1
よりあい処いっ ぶく家	伊香郡木之本町木之 本 2015	田中ケアサー ビス株式会社	伊香郡高月町柏原 418-1	通所介護	平成 15. 7. 17

滋賀県告示 第 435 号

生活保護法 (昭和 25 年 法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成担当機関として、次のものを指定した。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所 等 の 名 称	指定に係る事業所 等 の 所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指定年月日
有限会社京都産商居 宅介護支援事業所	彦根市高宮 21 プリヂ ストン厚生会館 1 階	有限会社京都産商	守山市吉身二丁目 6- 45	平成 15. 6. 1
有限会社介護サービ ス前田居宅介護支援 事業所	長浜市大辰己町 133	有限会社介護サービ ス前田	長浜市大辰己町 133	平成 15. 4. 1
有限会社やすらぎ居 宅介護支援事業所	長浜市南高田町 6-15	有限会社やすらぎ	長浜市南高田町 6-15	平成 15. 7. 14
びわこ介護ユアナ ース株式会社近江八幡 営業所	近江八幡市堀上町 206 -7	びわこ介護ユアナ ース株式会社	大津市打出浜 13-45	平成 15. 7. 1
居宅介護支援センター ほんわか	草津市木川町 890-5	ホットスペース有限 会社	草津市木川町 890-5	平成 15. 7. 14

ハートウォーミング ケア居宅介護支援事 業所	草津市御倉町 707	有限会社ハートウォ ーミングケア	草津市御倉町 707	平成 15. 7. 14
水口町国民健康保険 水口市民病院居宅介 護支援事業所	甲賀郡水口町貴生川 293	水口町	甲賀郡水口町水口 6053	平成 15. 6. 1
社会福祉法人竜王町 社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	蒲生郡竜王町小口 4ー 1	社会福祉法人竜王町 社会福祉協議会	蒲生郡竜王町小口 4ー 1	平成 15. 6. 1

滋賀県告示 第 436 号

生活保護法 (昭和 25 年 法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための施設介護
担当機関として、次のものを指定した。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	指 定 年 月 日
水口町国民健康保険水口市 民病院	甲賀郡水口町貴生川 293	介護療養型医療施設	平成15. 6. 1

滋賀県告示 第 437 号

計量法 (平成 4 年 法律 第 51 号) 第 19 条 第 1 項の規定に基づき、特定計量器定期検査 (ひょう量 500 キログラム以
下のもの) を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則 (平成 5 年 通商産業省令第 70 号) 第 39 条 第 1 項に規定する特定計量器の所在場所
で行う定期検査は、検査期日 (マキノ町および今津町にあっては、検査期日の初日) 以後 60 日以内に実施する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検 査 を 行 う 区 域	検 査 を 実 施 す る 期 日	検 査 を 実 施 す る 場 所
マ キ ノ 町 の 区 域	9 月 16 日 (火)	マ キ ノ 町 役 場
	9 月 17 日 (水)	
今 津 町 の 区 域	9 月 17 日 (水)	今 津 町 民 北 体 育 館
	9 月 18 日 (木)	今 津 町 民 東 体 育 館
朽 木 村 の 区 域	9 月 19 日 (金)	ス テ ー シ ョ ン オ ア フ
高 島 町 の 区 域	9 月 19 日 (金)	高 島 町 役 場 車 庫
安 曇 川 町 の 区 域	9 月 24 日 (水)	藤 樹 の 里 ふ れ あ い セ ン タ ー
新 旭 町 の 区 域	9 月 25 日 (木)	新 旭 町 役 場 公 用 車 車 庫

2 指定定期検査機関の名称 社団法人 滋賀県計量協会

滋賀県告示 第 438 号

滋賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱 (昭和 48 年 滋賀県告示 第 184 号) の一部を次のように改正する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

別表第 1 中「0.65」を「0.4」に、「0.7」を「1.2」に改める。

別表第 2 中「0.7」を「1.2」に改める。

付 則

- 1 この告示は、平成 15 年 8 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成 15 年 7 月 18 日以後の融資に係る利子補給金から適用し、同日前の融資に係る利子補給金については、なお従前の例による。

滋賀県告示第 439 号

滋賀県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱 (平成 13 年 滋賀県告示第 569 号) の一部を次のように改正する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

別表中「0.7」を「1.2」に改める。

付 則

- 1 この告示は、平成 15 年 8 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱の規定は、平成 15 年 7 月 18 日以後の融資に係る利子補給金から適用し、同日前の融資に係る利子補給金については、なお従前の例による。

滋賀県告示第 440 号

家畜改良増殖法 (昭和 25 年 法律 第 209 号) 第 4 条 第 1 項の規定に基づく平成 15 年度定期種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付した旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

平成 15 年度種畜証明書

種 畜 証 明 書 番 号	名 前 (登録 (登記) 番号)	品 種	検査 成績	飼養者の住所・氏名	種 畜 証 明 書 有 効 期 間
平 15 滋賀県 1 第 1 号	谷 菊 政 (全和黒第 12170)	黒毛和種	2 級	坂田郡米原町 西山善之進	平成 15 年 6 月 18 日から 平成 16 年 6 月 17 日まで
平 15 滋賀県 1 第 2 号	平 成 弁 慶 (全和黒第 12799)	〃	〃	〃	〃
平 15 滋賀県 1 第 3 号	利 治 (全和黒第 13367)	〃	〃	蒲生郡蒲生町 安田良治	〃
平 15 滋賀県 1 第 4 号	雪 福 照 (全和黒第 13447)	〃	〃	〃	〃
平 15 滋賀県 1 第 5 号	幸 福 照 長 (全和黒第 13549)	〃	〃	〃	〃
平 15 滋賀県 1 第 6 号	新 之 助 (全和黒第 13328)	〃	〃	蒲生郡日野町 西川竹治郎	平成 15 年 6 月 19 日から 平成 16 年 6 月 18 日まで
平 15 滋賀県 1 第 7 号	796 コバルト ドロム グレタ (日豚 L 種 第 77638)	ランドレ ース種	〃	蒲生郡日野町 農業総合センター 畜産技術振興センター	〃

平 15 滋賀県 1 第 8 号	744 カール グリット ファーリア (日豚L種 第 77149)	〃	〃	〃	〃
平 15 滋賀県 1 第 9 号	104 ゴールド ハイコ オーデ (日豚W種 第 37083)	大ヨーク シャー種	〃	〃	〃
平 15 滋賀県 1 第 10 号	839 ボナビスタ ゴー ルド マルベリー (日豚W種 第 36594)	〃	〃	〃	〃
平 15 滋賀県 1 第 11 号	847 リアル サプライ ズ タイム (日豚D種 第 37712)	デュロッ ク種	〃	〃	〃
平 15 滋賀県 1 第 12 号	701 エクスプレス ベー シック ラウザーズ (日豚D種 第 37090)	〃	〃	〃	〃

滋賀県告示 第 441 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年 政令第 372 号) 第 4 条の規定に基づき、平成 15 年度における滋賀県特定調達契約の共通事務用パソコン等の賃貸借契約に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 申請できる業種および営業種目

- (1) 業種 役務提供
- (2) 営業種目 パソコン等の賃貸

2 申請書類および配布開始時期

(1) 申請書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要表
- ウ 法人にあっては、登記簿謄本 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し
- エ 営業経歴書
- オ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し
- カ 財務諸表
- キ 使用印鑑届
- ク 誓約書
- ケ 支店、営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状

(2) 配布開始時期 平成 15 年 8 月 20 日 (水)

- 3 申請書類の受付期間 平成 15 年 8 月 20 日 (水) から平成 15 年 9 月 30 日 (火) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。) の 9 時から 16 時までとする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。
- 4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県企画県民部 IT 推進課 〒 520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-3384
- 5 申請書類に使用する言語 日本語
- 6 入札に参加することができない者 地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当する者
- 7 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 年間売上等実績高
- (2) 自己資本額
- (3) 従業員数
- (4) 経営比率
- (5) 営業年数

- 8 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 9 資格の有効期間 資格を有すると認めた日から資格を有すると認めた日が属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。

公

告

大気環境負荷低減計画の公表公告

次のとおり大気環境負荷低減計画の提出があつたので、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例 (平成 12 年滋賀県条例第 18 号) 第 28 条の規定により公表する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

氏名および住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	事業場の名称および所在地
株式会社大門 代表取締役 田中喜信 大津市皇子ヶ丘 3-7-33	株式会社大門 大津市皇子ヶ丘 3-7-33
湖南広域行政組合 管理者 芥川正次 栗東市小柿 3-1-1	湖南広域行政組合環境衛生センター 草津市集町 404-1
オリベスト株式会社 代表取締役社長 津村芳範 野洲郡野洲町三上 2110	オリベスト株式会社 野洲郡野洲町三上 2110
中央合成化学株式会社 代表取締役 内濱好信 大阪府大阪市鶴見区横提 4-9-28	中央合成化学株式会社滋賀工場 草津市笠山 7-5-1
中野製薬株式会社 代表取締役社長 中野耕太郎 京都府京都市山科区東野北井ノ上町 6-20	中野製薬株式会社草津工場 草津市南山田町 63-1
野洲町 野洲町長 山崎甚右衛門 野洲郡野洲町小篠原 2100-1	野洲町役場 野洲郡野洲町小篠原 2100-1
株式会社木下カンセー 代表取締役 木下 茂 大津市大萱 1-14-18	株式会社木下カンセーリサイクルセンター 草津市笠山 2-259
野洲セミコンダクター株式会社 代表取締役社長 五味嗣夫 野洲郡野洲町市三宅 686-1	野洲セミコンダクター株式会社 野洲郡野洲町市三宅 686-1

株式会社ナカノテクノ 代表取締役 中井正広 草津市山田町長渕 30	株式会社ナカノテクノ 草津市山田町長渕 30
日本輸送機株式会社 取締役社長 宮川良男 京都府長岡京市神足 2-1-1	日本輸送機株式会社滋賀事業所 蒲生郡安土町西老蘇 8-1
西川テック株式会社 代表取締役専務 植村 潔 神崎郡能登川町猪子 399	西川テック株式会社 神崎郡能登川町猪子 399
奥村建設株式会社 代表取締役 奥村義雄 愛知郡愛東町妹 588-21	奥村建設株式会社 愛知郡愛東町鯉江枯川 2085-1
株式会社アクトス 代表取締役社長 田代正美 岐阜県多治見市大針町 661-1	スポーツクラブアクトス彦根 彦根市西沼波町 148
株式会社旭金属工業所 取締役社長 松岡和生 兵庫県尼崎市長洲東通 3-2-1	株式会社旭金属工業所滋賀工場 犬上郡多賀町敏満寺北裏 626
ダイニック株式会社 代表取締役社長 細田敏夫 京都府京都市右京区西京極大門町 26	ダイニック株式会社滋賀工場 犬上郡多賀町多賀 270
メグミトイシ株式会社 代表取締役社長 落合義造 東浅井郡虎姫町月ヶ瀬 1	メグミトイシ株式会社 東浅井郡虎姫町月ヶ瀬 1

変更後の大気環境負荷低減計画の公表公告

次のとおり変更後の大気環境負荷低減計画の提出があったので、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例（平成 12 年 滋賀県条例 第 18 号）第 28 条の規定により公表する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）	事業場の名称および所在地
日本チャールズ・リバー株式会社 代表取締役社長 柏木利秀 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-3-8 東伸 24 新横浜ビル B 棟 4 F	日本チャールズ・リバー株式会社 日野飼育センター 蒲生郡日野町下駒月 735
大阪シーリング印刷株式会社 代表取締役社長 松口 正 大阪府大阪市天王寺区小橋町 1-25	大阪シーリング印刷株式会社 滋賀生産部第 1 工場 坂田郡伊吹町藤川 650
大阪シーリング印刷株式会社 代表取締役社長 松口 正 大阪府大阪市天王寺区小橋町 1-25	大阪シーリング印刷株式会社 滋賀生産部第 2 工場 坂田郡伊吹町大清水

旭シェーベル株式会社
代表取締役社長 山田浩司
東京都墨田区錦糸 1-2-1

旭シェーベル株式会社守山工場
守山市川田町下替場 397-4

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営千束池地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法 (昭和 24 年法律 第 195 号) 第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 縦覧に供する書類 変更後の県営千束池地区土地改良事業の計画の概要
- 縦覧期間 平成 15 年 8 月 20 日から平成 15 年 9 月 8 日まで
- 縦覧場所 大津市役所
- 意見書の提出の方法等
 - 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名 (法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) ならびに意見の内容
 - 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 縦覧期間満了の日
 - 提出先 滋賀県農政水産部耕地課大津・志賀地区担当 (〒 520-0807 大津市松本一丁目 2-1 大津合同庁舎 5 階)

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営東浅井西部地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法 (昭和 24 年法律 第 195 号) 第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 縦覧に供する書類 変更後の県営東浅井西部地区土地改良事業の計画の概要
- 縦覧期間 平成 15 年 8 月 20 日から平成 15 年 9 月 8 日まで
- 縦覧場所 びわ町役場および湖北町役場
- 意見書の提出の方法等
 - 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名 (法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) ならびに意見の内容
 - 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 縦覧期間満了の日
 - 提出先 滋賀県湖北地域振興局環境農政部田園整備課 (〒 526-0033 長浜市平方町 1152-2)

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営玉緒中部地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和 24 年法律 第 195 号) 第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき土地改良事業計画を変更したので、同条 第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 縦覧に供する書類 県営玉緒中部地区土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県愛知川流域田園整備事務所および八日市市役所

3 縦覧期間 平成 15 年 8 月 20 日から平成 15 年 9 月 9 日まで

この決定について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に文書で異議申立てをすることができる。

道路の位置の指定公告

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部住宅課および滋賀県湖東地域振興局に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

地 名 ・ 地 番	申 請 人 住 所 ・ 氏 名	延 長 メートル	幅 員 メートル	本 数 条
犬上郡豊郷町大字石畑字六町 530 番 9	彦根市野田山町 901 番地 37 小川一博	30.20	4.80	1

一般競争入札の公告

平成 15 年度における共通事務用パソコン等借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名および数量

共通事務用パソコン、周辺機器およびソフトウェア (設定および搬入設置作業を含む。) 176 セット
IT 資産管理ツール 一式 (5200 クライアントライセンスを含む。)

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成 15 年 12 月 1 日 (月) から平成 20 年 11 月 30 日 (日) まで

(4) 設置場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県物品関係指名等停止基準、滋賀県特定調達契約の物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。

(3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 14 年 滋賀県告示第 376 号) または入札参加者に必要な資格等 (平成 15 年 滋賀県告示第 441 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、3 (1) に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

(4) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品供給等を行う体制を整えた者であること。

3 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県県民文化生活部 IT 推進課 〒 520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-3384

(2) 契約条項を示す期間 平成 15 年 8 月 20 日 (火) から平成 15 年 9 月 30 日 (火) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。) の 9 時から 16 時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所 平成 15 年 8 月 28 日 (木) 13 時 30 分 滋賀県県民文化生活部 IT 推進課システム設計室 I

(5) 入札書の受領期限 平成 15 年 9 月 30 日 (火) 16 時

- (6) 開札の日時および場所 平成 15 年 10 月 1 日 (水) 13 時 30 分 滋賀県県民文化生活部 IT 推進課システム設計室 I
- 4 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料 (60 月分) を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 保証金 入札保証金および契約保証金については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則の規定による。
- 6 契約書の作成の要否 要
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 8 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 10 その他必要事項
- (1) 入札参加者に要求される事項
- ア 入札参加者は、封印した入札書を 3 (5) に示す受領期限までに提出しなければならない。
- イ 入札参加者は、次に掲げる書類等を平成 15 年 9 月 24 日 (水) 16 時までに提出しなければならない。
- (ア) 2 (4) に掲げる資格を有することを証する書類
- (イ) 共通事務用パソコン、周辺機器およびソフトウェア仕様書で提出が求められる機能証明書およびパンフレット
- (ウ) IT 資産管理ツール仕様書で提出が求められる機能証明書およびパンフレット
- ウ 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Personal computer with software and peripheral equipment, delivery and installation included, 176 units.
IT asset management system with 5,200 client licenses included, 1 unit.
- (2) Deadline for tender : 16 : 00, September 30, 2003
- (3) For further information, contact : IT Promotion Division, Department of Citizens ' Culture and Life, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3384

地 域 振 興 局 告 示**滋賀県甲賀地域振興局告示 第 10 号**

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県甲賀地域振興局長 馬 場 章

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
甲賀郡農業協同組合介護福祉課	甲賀郡水口町大字水口 6111 番地の 1	甲賀郡農業協同組合 代表理事組合長 谷口源一郎	甲賀郡水口町大字水口 6111 番地の 1	福祉用具貸与	平成 15. 8. 1	2571400221
有限会社ほっとステーションにしま	甲賀郡甲南町大字寺庄字小池 262-16	有限会社ほっとステーションにしま 代表取締役 西山 緑	甲賀郡甲西町菩提寺 2128-52	訪問介護	平成 15. 8. 1	2571400346

滋賀県甲賀地域振興局告示 第 11 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 46 条 第 1 項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県甲賀地域振興局長 馬 場 章

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
有限会社ほっとステーションにしま	甲賀郡甲南町大字寺庄字小池 262-16	有限会社ほっとステーションにしま 代表取締役 西山 緑	甲賀郡甲西町菩提寺 2128-52	平成 15. 8. 1	2571400346

地 域 振 興 局 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県東近江地域振興局長 西 田 弘

開発許可を受けた者の住所・氏名	開 発 区 域 の 名 称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
蒲生郡蒲生町大塚 830 番地 大塚文彦	蒲生郡蒲生町大字大塚字上ノ堤 862 番 2	425. 79 m ²	平成 15. 8. 6	000357

人 事 委 員 会 公 告

平成 15 年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) 合格者公告

平成 15 年 8 月 7 日に決定した平成 15 年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) の合格受験番号は、次のとおりである。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県人事委員会委員長 市 木 重 夫

[行政]

5、11、30、108、133、134、151、172、185、191、200、218、253、256、257、270、312、316、349、358、363、377、399、402、433、471、474、507、508、549、555、561、563、567、609、618、641、662、680、690、783、805、807、821、843、871、903(以上 47人)

[農業]

1514、1518、1543、1550(以上 4人)

[林業]

2012、2014、2015(以上 3人)

[水産]

2507、2510、2515(以上 3人)

[農業土木]

3005(以上 1人)

[土木]

3512、3515、3526、3528、3531、3536、3540、3544、3552、3555、3560、3563、3576(以上 13人)

[化学]

4024、4030(以上 2人)

[警察事務]

5503、5505、5514、5522、5551(以上 5人)

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第89号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定に基づく遊技機の検定結果について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年8月20日

滋賀県公安委員会委員長 吉 川 治 甫

検定に適合した機種

検 定 番 号	遊 技 機 の 種 類	製 造 業 者 名	型 式 名
30054000	ぱ ち ん こ 遊 技 機	サ ミ ー (株)	C RシティーハンターHN
30055500	〃	〃	C RシティーハンターHT
30055700	〃	〃	C RシティーハンターFN
30056400	〃	〃	C RシティーハンターFT
30059700	〃	京 楽 産 業 (株)	C Rお祭りサブちゃんML1
30060600	〃	〃	C Rお祭りサブちゃんXL1
30062200	〃	〃	C Rお祭りサブちゃんVL1
30062900	〃	〃	C Rお祭りサブちゃんRL1
30056700	〃	(株)サンセイアールアンドディ	C Rお茶の間劇場F
30056300	〃	〃	C Rお茶の間劇場M
30054500	〃	〃	C Rお茶の間劇場V
30052800	〃	〃	C Rお茶の間劇場MV

30058300	〃	(株) ニ ュ ー ギ ン	C R ア ラ ビ ア ン ド リ ー ム M A T
30059900	〃	〃	C R ア ラ ビ ア ン ド リ ー ム M A
30061800	〃	(株) 三 共	C R フ ィ ー バ ー フ レ ン ズ R X
30063000	〃	〃	C R フ ィ ー バ ー フ レ ン ズ S X
30058200	〃	〃	C R フ ィ ー バ ー フ レ ン ズ M X
30060300	〃	〃	C R フ ィ ー バ ー フ レ ン ズ F X
30059100	〃	〃	C R フ ィ ー バ ー フ レ ン ズ J X
34043400	回 胴 式 遊 技 機	アイジーティージャパン(株)	ノブナガノヤボウ
34049000	〃	(株) ダ イ ド ー	ドンドンキング 2
34043700	〃	山 佐 (株)	メガマックス R

公 安 委 員 会 公 告

猟銃等講習会実施公告

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年 法律 第 6 号) 第 5 条 の 3 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 平 成 15 年 度 (下 半 期) の 猟 銃 等 講 習 会 を 次 の と お り 実 施 す る。

平成 15 年 8 月 20 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 川 治 甫

1 受講対象者

- (1) 初心者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法 (以下「法」という。) 第 4 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ り 猟 銃 ま た は 空 気 銃 (以下「猟銃等」という。) の 所 持 許 可 を 受 け よ う と す る も の (現 に 猟 銃 等 の 所 持 許 可 を 受 け て い る 者 お よ び (2) イ に 掲 げ る 者 を 除 く。)
- (2) 経験者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、次のアまたはイに該当するもの
 - ア 現 に 猟 銃 等 の 所 持 許 可 を 受 け て い る 者 で あ っ て、法 第 4 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ り 新 た に 他 の 猟 銃 等 の 所 持 許 可 を 受 け よ う と す る も の ま た は 法 第 7 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ り 猟 銃 等 の 許 可 の 更 新 を 受 け よ う と す る も の (法 第 9 条 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 射 撃 指 導 員 お よ び 許 可 ま た は 更 新 の 申 請 の 際 に 有 効 な 講 習 修 了 証 明 書 を 所 持 す る 者 を 除 く。)
 - イ 法 第 4 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ り 猟 銃 等 の 所 持 許 可 を 受 け よ う と す る 者 の う ち、海 外 旅 行、災 害 等 法 令 で 規 定 す る や む を 得 な い 事 情 に よ り 猟 銃 等 の 許 可 更 新 を 受 け る こ と が で き な か っ た 者 で、当 該 事 情 が や ん だ 日 か ら 起 算 し て 1 月 を 経 過 し て い な い も の

2 講習会の日時および場所

- (1) 初心者講習会 別表 1 のとおり
- (2) 経験者講習会 別表 2 のとおり

3 講習科目および時間

- (1) 初心者講習会
 - 猟銃および空気銃の所持に関する法令 3 時間
 - 猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 2 時間
- (2) 経験者講習会
 - 猟銃および空気銃の所持に関する法令 2 時間
 - 猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 1 時間

4 講習修了証明書の交付

- (1) 初心者講習会 講習終了後、おおむね 1 時間程度の筆記による審査を行い、審査の結果、取得点が 70 点以上の者に対して講習修了証明書を交付する。
- (2) 経験者講習会 受講者に対しては、講習修了証明書を交付する。

5 手数料 受講申込みをするときに、次に掲げる額を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。

- (1) 初心者講習会 6,800 円
- (2) 経験者講習会 3,000 円

6 注意事項

- (1) 受講者は、講習開催日の 1 週間前までに、所定の受講申込書 2 通に写真 (提出前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2 枚を添えて、住所を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 受付期間内であっても、受講申込人員が講習定員に達した場合は受付を締め切る。
- (3) 講習日における遅刻、早退は認めない。
- (4) 受講者は、講習当日、筆記具を持参すること。
- (5) 講習場所の都合により実施困難な場合は、最寄りの場所に変更することがある。

別表 1

初心者講習会日程表

(平成 15 年度下半期)

月 日 (曜)	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
平成 15 年 11 月 6 日 (木)	9 時 30 分から 17 時まで	愛 知 川 警 察 署 愛知郡愛知川町愛知川 39-1	30 名
平成 16 年 2 月 5 日 (木)	〃	堅 田 警 察 署 大津市真野二丁目 20-23	50 名

別表 2

経験者講習会日程表

(平成 15 年度下半期)

月 日 (曜)	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
平成 15 年 10 月 9 日 (木)	9 時 30 分から 12 時 30 分まで	高島地域地場産業振興センター 高島郡新旭町旭一丁目 10 番地 1	50 名
平成 15 年 10 月 23 日 (木)	〃	サントピア水口勤労青少年ホーム 甲賀郡水口町北内貴 1 番地 1	50 名
平成 15 年 11 月 27 日 (木)	〃	滋 賀 県 立 文 化 産 業 交 流 会 館 坂田郡米原町下多良二丁目 137 番地	80 名
平成 15 年 12 月 18 日 (木)	〃	志 賀 町 立 図 書 館 滋賀郡志賀町高城 12 番地	30 名
平成 16 年 1 月 15 日 (木)	〃	長 浜 警 察 署 長浜市八幡中山町字鳥ノ前 300 番地	30 名
平成 16 年 1 月 29 日 (木)	〃	愛 知 川 警 察 署 愛知郡愛知川町愛知川 39 番地 1	30 名
平成 16 年 2 月 19 日 (木)	〃	大 津 市 生 涯 学 習 セ ン タ ー 大津市本丸町 6 番 50 号	50 名
平成 16 年 3 月 4 日 (木)	〃	守 山 市 民 ホ ー ル 守山市三宅町 125 番地	50 名